

2 地域づくりにおける学校のあり方について

<学校運営協議会制度の活用>

1 導入の背景

- ・時代の変化に伴い、保護者、地域から多様かつ高度な要請や開かれた学校づくりを求める声が寄せられるようになった。
- ・平成 16 年 6 月、地教行法に学校運営協議会制度が規定される。
- ・平成 29 年 3 月、地教行法の改正により、協議会設置が努力義務化される。
- ・上記改正により、教職員人事の規定が緩和(任用については、教委規則で定める。)

■本市では、平成 24 年度に導入した「学校評議員制度」を発展的に解消し、平成 31 年度から「学校運営協議会制度」を導入し、市立小・中学校をコミュニティ・スクールとした。

2 コミュニティ・スクールの仕組み

コミュニティ・スクールには、「学校運営協議会」が設置され、委員（教委から任命された保護者や地域住民等）が一定の権限をもって、学校運営の基本方針を承認し、教育活動について意見を述べるほか、家庭教育の充実や地域行事の活性化等に向け、学校からの協力を求めるなど、学校、家庭、地域が互いに支援し合う仕組み

<本市の現状>

1 学校運営協議会構成人数 (R 7 : 55 協議会)

	小・中計	1 校あたりの平均	有識者	1 1 %
人 数	478 人	8.7 人	地域関係者	70 %
			保護者	19 %

* 雄和小・中、岩見三内小・中は、小中で 1 協議会を設置

2 地域人材の活用状況

(校)

学習活動	小学校 41 校	中学校 20 校
郷土の伝統芸能や祭りについて体験を通して学ぶ活動	26 (63%)	11 (55%)
郷土の先人の偉業や、郷土の歴史について学ぶ活動	27 (66%)	7 (35%)
郷土の特産物や郷土料理について学ぶ活動	20 (49%)	8 (40%)
身近な自然に対する子どもの気付きや疑問を大切にした活動	29 (71%)	7 (35%)
自然災害や環境問題に関して学び、対応策や提言等をまとめた活動	21 (51%)	8 (40%)

* 1 校当たりの活用状況 小：44.5 人／校、中：21.8 人／校

3 学校施設の地域開放

- ・学校開放用のミーティングルームを備え付けている学校 (5 校)
牛島小、川尻小、仁井田小、四ツ小屋小、御所野小
- ・学校に児童室を併設している学校 (6 校)
下新城小、豊岩小、下浜小、岩見三内小、河辺小、戸島小